令和 4年度　　事務事業評価表（　令和 3年度　の実績評価）

記入年月日					
平成	4	年	4	月	15 日

事務事業名	不妊治療費助成事業	事業区分		担当	
		新規/継続	継続	事務事業№	010203000342
政策体系上の位置付け		単独/補助	単独	所属課	040401
政策体系	総合計画の施策名	0102	健康づくりの推進		健康推進課
	政策名	01	子どもから高齢者まで健康で共生のまちづくり	課長名	
	施策名	02	健康づくりの推進	グループ	健康づくり
	手段名	03	③母子支援体制の充実	担当者名	

財務会計上の位置付け								事　業　期　間
予算科目	会計	款	項	目	事業	細	一般会計	単年度繰返し　（ 平成20 年度～）
	01	04	01	01	03	00	母子衛生事業	期間限定の場合、総投入量を（3）投入量の右側に記入
法令根拠	母子保健法							

【Do】　1．事務事業の現状把握（その1）

（1）事務事業の概要

手段	①事務事業の概要（事務事業の全体像）	②担当者が行う業務の内容・やり方・手順
	少子化対策の一環として、不妊治療を受けている夫婦の経済的及び精神的負担の軽減を図ることを目的として、１回の治療につき５万円を限度に通算6回まで助成する。ただし、40歳から42歳の方は通算3回まで助成する。男性不妊治療も新たに令和元年度より開始した。また令和2年度より1回の治療につき、10万円に増額した。令和４年度から不妊治療が保険摘要となり、県の助成の終了に伴い市の助成も終了となる。	申請者の相談対応・申請事務処理・申請者の台帳管理・助成金の支払い・実績報告書の作成

（2）事務事業の手段・対象・意図と各指標、指標値の推移

①手段　（担当者の活動内容）	④活動指標　（活動量を表す指標）	単位	02年度（実績）	03年度（実績）	04年度（計画）	05年度（目標）	06年度（目標）
申請者の相談対応・申請事務処理・申請者の台帳管理・助成金の支払い・実績報告書の作成	交付決定者数	人	20.00	25.00	10.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
②対象　（誰、何を対象にしているのか）	⑤対象指標　（対象の大きさを表す指標）	単位	02年度（実績）	03年度（実績）	04年度（計画）	05年度（目標）	06年度（目標）
不妊治療を受けている夫婦	申請者数	人	20.00	25.00	10.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
③意図　（この事業によって対象をどう変えるのか）	⑥成果指標　（対象における意図の達成度を表す指標）	単位	02年度（実績）	03年度（実績）	04年度（計画）	05年度（目標）	06年度（目標）
対象者の経済的及び精神的負担の軽減を図る。	助成金交付者数	人	20.00	25.00	10.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

（3）　投入量（事業費）の推移

投入量			02年度（実績）	03年度（実績）	04年度（計画）	05年度（目標）	06年度（目標）	期間限定総投入量
事業費 財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0			
	県支出金	千円	0	0	0			
	地方債	千円	0	0	0			
	使用料・手数料	千円	0	0	0			
	その他	千円	0	0	0			
	一般財源	千円	1,572	4,016	3,350			
事業費計（A）		千円	1,572	4,016	3,350			
正規職員従事人数		人	2.00人	2.00人	2.00人			

事業費の内訳

03年度事業費 実績（千円）				04年度事業費 予算（千円）			
18 負担金補助及び交付金	4,016			18 負担金補助及び交付金	3,350		
		合　計	4,016			合　計	3,350

事務事業名	不妊治療費助成事業	事務事業№	10203000342	所属課	健康推進課

（4）この事務事業を開始したきっかけは、いつ頃どんな経緯で開始されたのか？　開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？

平成20年３月議会での不妊治療費補助についての一般質問に関連し、平成20年度に不妊治療費の一部を助成する事業開始。助成額は5万円を限度に年1回、通算5年間助成と決定。国では、不妊治療の公費助成について、平成26年度から段階的に制度見直しが導入され、平成28年度から対象年齢に上限が設けられ、助成回数等も変更となった。少子化対策の一環として経済的支援の拡充で、令和元年度より男性不妊も助成対象に追加。また令和2年度より1回の助成金額が上限10万円へ増額した。

（5）この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者）からどんな意見や要望が寄せられているか？

不妊治療は保険適応外であり、１回の治療費に約30～60万円程度の金額がかかるため近隣市町村との金額の違いがあるものの、補助があることは大変助かるとの声が聞かれた。

【See】　2．評価の部　　＊原則は事前評価。

	評価項目	
現状維持	①政策体系との整合性　（この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？）	
	結びついている	子育て支援及び少子化対策について、経済面で結びついている。
	② 公共関与の妥当性　（なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？）（法定受託事業はその名称）	
	妥当である	少子化対策の一環として行っていた事業であったが、令和4年度から不妊治療が保険摘要になることによって助成と同等の補助が受けられるため、市の助成は不要と考える。令和３年度の不妊治療に関しては助成対象となるため申請者には手続きを行う。
有効性	③ 成果の向上余地　（成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？）	
	向上余地がない	令和４年度から不妊治療が保険摘要になり、それに伴い県の助成事業が終了となるため、市の助成も終了とした。令和３年度中に治療を開始した者の申請のみ助成の対象とする。
	④廃止・休止の成果への影響　（事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？）	
	影響無	助成はなくなるが、保険摘要となるため影響は少ない。
	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性　（類似事業や統廃合の可能性がありますか？（市以外の取り組みも含む））	
	（他に手段がある場合）　具体的な手段、事務事業名	
	余地がない	類似事業がないため、統廃合不可である。
効率性	⑥事業費・人件費の削除余地（成果を下げずに事業費を削除できないか？やり方を工夫して延べ業務事業を削減できないか？）	
	削減余地がない	対象者にとっては、不妊治療助成金支払いのための手続きに来庁する必要性がなくなるため、負担がなくなる。また支払い手続きのための人件費がかからなくなるため、人権費が削減できる。
公平性	⑦ 受益機会・費用負担の適正化余地　（事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？）	
	公正・公平である	保険摘要に伴い市の助成が終了となることをホームページで周知している。また、R３年度中に治療を開始した者については、令和４年度中は申請を受け付けることも周知している。

【Plan】　3．評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）

（1）　1次評価者としての評価結果

①目的妥当性	■	適切	□	見直し余地あり
②有効性	□	適切	■	見直し余地あり
③効率性	■	適切	□	見直し余地あり
④公平性	■	適切	□	見直し余地あり

（2）　全体総括（振り返り、反省点）

助成事業開始時期に比べると、事業の主旨が浸透してきており、申請者数・妊娠者数・出産者数共に増加傾向にある。令和４年度より不妊治療が保険摘要となるため、それに伴い市の助成事業も終了となる。令和３年度中に治療を開始した者については、助成の対象となるため申請があった者については助成を行う。

（3）　今後の事業の方向性

□ 終了　■ 継続　■ 改革改善を行う
□ 廃止　□ 休止　□ 現状維持

（複数回答可）
□ 目的の再設定　□ 効率性の改善
■ 有効性の改善　□ 公平性の改善
□ 統廃合ができる　□ 連携ができる

（4）改革・改善による期待成果
（終了・廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	維持	増加
成果	向上			
	維持		○	╳
	低下		╳	╳

（5）　改革，改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

令和4年度からの不妊治療の保険摘要に伴い、県の助成が終了となり市の助成も終了とする。

（6）事務事業優先度評価結果

成果優先度評価結果	②

【Check】　4．確認及び改革改善に向けての指摘事項

（1）　課長評価

課長確認後の評価

A

A：継続（現状維持）
B：継続（改革改善を行う）
C：終了、廃止、休止
D：2次評価へ提出

（2）　部長確認及び評価　（課長評価により、C、D判定及び確認が必要な場合）

確認欄